

国立大学法人電気通信大学学長選考等規程

制定 平成18年3月29日規程第7号
最終改正 令和6年12月16日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学長選考・監察会議規程第4条第1項第1号及び第2号に掲げる学長の選考及び解任に関し、必要な事項について定めるものとする。

(選考の理由及び時期)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる場合に、学長予定者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任したとき又は文部科学大臣により解任されたとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長予定者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期の満了する日の少なくとも4か月前に、同項第2号又は第3号に該当する場合には速やかに開始しなければならない。

3 学長選考・監察会議は、学長予定者の選考日程等を決定したときは、速やかにその公示を行うものとする。

(学長の資格及び基準)

第3条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、国立大学法人として教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が別に定める基準により行う。

2 学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは、当該基準を遅滞なく公表する。

(学長候補者の推薦)

第4条 学長選考・監察会議は、第2条の規定により学長予定者の選考を開始するときは、以下の各号に掲げる者に学長候補者の推薦を求めるものとする。

- (1) 国立大学法人電気通信大学経営協議会規程第2条第3号に掲げる者
- (2) 国立大学法人電気通信大学（以下「法人」という。）の役員（監事及び非常勤の役員を除く。）
- (3) 法人の職員（特定任期付職員就業規則、再雇用職員就業規則及び非常勤職員就業規則の適用を受ける者を除く。）

2 前項第2号又は第3号に掲げる者（第10条において「本学専任の役職員」という。）が学長候補者の推薦を行う場合には、5人以上の連名により行うものとする。

(意向調査対象者の選出)

第5条 学長選考・監察会議は、前条により推薦のあった学長候補者のうちから、3人以上を次条の意向調査の対象者（以下「意向調査対象者」という。）として選出するものとする。

2 学長選考・監察会議は、必要と認めたときは学長候補者との面談等による審査を行う

ものとする。

(意向調査)

第6条 学長選考・監察会議は、前条により選出した意向調査対象者について、次の各号に掲げる者に対し、投票による意向調査を実施する。ただし、学長候補者が1人の場合であって、学長選考・監察会議が当該候補者を第3条に規定する資格及び基準を満たすものと認めたときは、意向調査を実施しない。

- (1) 学長
- (2) 常勤の理事
- (3) 教授、准教授及び講師の職にある教育研究職員
- (4) 部長、課長及び課長補佐の職（参事役、専門員その他の相当職を含む。）にある事務職員
- (5) 統括学術技師、副統括学術技師及び主任学術技師の職にある教育研究技師
- (6) 特定教授、特定准教授及び特定講師の職にある研究教育マネジメント職員
(学長予定者の選考)

第7条 学長選考・監察会議は、前条の意向調査の結果を参考として、学長予定者を選考する。

- 2 前項の選考に関する議事は、出席委員による単記無記名投票を行い、有効投票の2分の1以上を得た者をもって学長予定者として決する。ただし、意向調査対象者が3人いる場合であって、有効投票の2分の1以上を得た者がいないときは、上位2人を対象に単記無記名投票を行うものとする。
- 3 学長選考・監察会議は、前条ただし書の規定により意向調査を実施しないときは、前2項の規定にかかわらず、当該候補者を学長予定者として選考する。
- 4 学長選考・監察会議は、第1項又は前項による選考の結果について、学長又はその代理者に報告するとともに公表する。
- 5 前項の公表は、学長予定者の氏名、選考経緯及び選考理由の公示により行うものとする。

(学長への再任要請に関する審議及び選考)

第8条 国立大学法人電気通信大学学長任期規程の定めるところにより学長の任期が満了する場合において、再任されることができるときの学長予定者の選考は、第4条から前条までの規定にかかわらず、当該学長への再任要請の可否について学長選考・監察会議の審議により行うものとする。

- 2 学長選考・監察会議は、前項の再任要請について、出席委員の3分の2以上の賛成により決し、当該学長の再任の意思を確認する。
- 3 学長選考・監察会議は、前2項の再任要請の審議の結果、3分の2以上の賛成が得られない場合又は前項の確認の結果、当該学長に再任の意思がない場合には、第4条から前条までの規定に基づき、改めて学長予定者の選考を行うものとする。
- 4 学長選考・監察会議は、前3項による選考の結果について、速やかに公表するものとする。

(任命の申出)

第8条の2 学長又はその代理者は、前2条による学長予定者の選考の結果に基づき、文

部科学大臣に対して学長の任命の申出を行う。

(解任申出の理由)

第9条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれか（以下「解任事由」という。）に該当する場合には、文部科学大臣に対して学長の解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。

2 学長選考・監察会議は、監事から学長の不正行為等について報告を受けたとき、又は学長が解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(解任の要求及び審査)

第10条 本学専任の役職員は、50人以上の連名により、学長選考・監察会議に対して学長の解任を要求することができる。

- 2 学長選考・監察会議は、前項の要求があった場合には、解任事由に該当するか否かについての審査（以下「解任審査」という。）を行う。
- 3 前項に定めるもののほか、学長選考・監察会議は、学長が解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、解任審査を行うことができる。

(弁明の機会等)

第11条 学長選考・監察会議は、解任審査を行う場合は、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 学長選考・監察会議は、解任審査を行う上で必要があると認めるときは、第6条各号に掲げる者に対し、投票による意向調査を行うことができる。

(解任の決定)

第12条 学長選考・監察会議は、解任審査の結果、解任事由に該当すると認め認めた場合には、文部科学大臣に対する学長解任の申出の決定を行う。

- 2 前項の議事は、出席委員の4分の3以上で決するものとする。

(解任等結果の公示)

第12条の2 学長選考・監察会議は、解任審査を行った場合には、その結果を速やかに公示しなければならない。

- 2 前項の公示は、解任議決の有無及びその理由を明記するものとする。

(規程の改正)

第13条 この規程を改正するときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学長の選考及び解任に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月29日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日規程第15号)
この規程は、平成23年6月21日から施行する。

附 則 (平成23年10月18日規程第46号)
この規程は、平成23年10月18日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第7号)
この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成25年9月3日規程第9号)
この規程は、平成25年9月3日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第39号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第47号)
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日規程第57号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月16日規程第24号)
この規程は、令和6年12月16日から施行する。